

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

島根県立松江商業高等学校長 水 津 則 義

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
令和 6 年度島根県立松江商業高等学校暖房用白灯油の購入(単価契約)
- (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期間  
契約締結の日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 納入場所  
島根県松江市浜乃木 8 丁目 1 番 1 号 島根県立松江商業高等学校 油庫
- (5) 入札方法  
1 リットルあたりの単価により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額を落札価格とする。落札価格に数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算した額を支払代金とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和 45 年島根県告示第 4 号)第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「燃料・油脂類」小分類「石油」）に登録されている者であること。
- (4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) この入札に係る入札説明書の交付を受け、そこに定める書類を指定期日までに提出した者であって、入札参加資格の確認を受けた者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒690-8525 島根県松江市浜乃木8丁目1番1号  
島根県立松江商業高等学校 事務室  
電話 0852-21-3261 FAX 0852-21-7046
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法  
令和6年10月25日(金)から11月6日(水)までの間、上記(1)の場所において交付する。(交付時間は土日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。)
- (3) 入札説明会  
実施しない。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 日時 令和6年11月13日(水) 午前10時
  - イ 場所 島根県松江市浜乃木8丁目1番1号  
島根県立松江商業高等学校 応接室

### 4 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札者が入札書に記載する金額に購入予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金  
落札価格に購入予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を指定期日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要する。
- (7) 落札者の決定方法  
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。